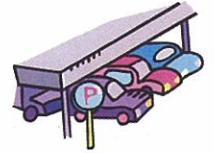


# 路外駐車場の設置について



～～☆☆☆路外駐車場を設置(変更)するときは、駐車場法等に基づく構造基準への適合や各種届出が必要となる場合があります☆☆☆～～

## ○駐車場法、バリアフリー新法に係る手続きについて

設置する駐車場が、一般公共の用に供するもの<sup>※1</sup>であり、自動車(自動二輪車も含む)の駐車マスの合計面積が500㎡以上ですか？

はい

いいえ

届出は不要です

※1)一般公共の用に供するものとは

…不特定多数の者が、自由にこれを使用できる状態にあるもので、一般的な時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院等の駐車場、特定の駐車マスを指定しない月極駐車場(定期券や回数券を含む)についても該当します。

駐車料金を徴収しますか？<sup>※2</sup>

はい

いいえ

届出は不要ですが、駐車場法施行令に定められた**構造基準**に適合させる必要があります。

※2)駐車料金を徴収するとは

…出入口で料金清算する一般的な時間貸し駐車場に加え、提携する商店等のレシートチェックを行い時間経過分について別途料金を支払うもの、一定時間無料の後料金を徴収するものなどです。

設置する場所は都市計画区域内ですか？

はい

いいえ

●駐車場法施行令及びバリアフリー新法施行令に定められた**構造基準**に適合させる必要があります。

●バリアフリー新法に基づき、工事着手前に**届出**を行う必要があります。

●駐車場法施行令及びバリアフリー新法施行令に定められた**構造基準**に適合させる必要があります。

●駐車場法及びバリアフリー新法に基づき、工事着手前に**届出**を行う必要があります。

●駐車場法に基づき、供用開始後10日以内に**管理規程の届出**を行う必要があります。

\*)福岡県では、福祉のまちづくり条例に伴い、工事着手30日前までに届出をお願いしています。

## ○福岡県福祉のまちづくり条例に係る手続きについて

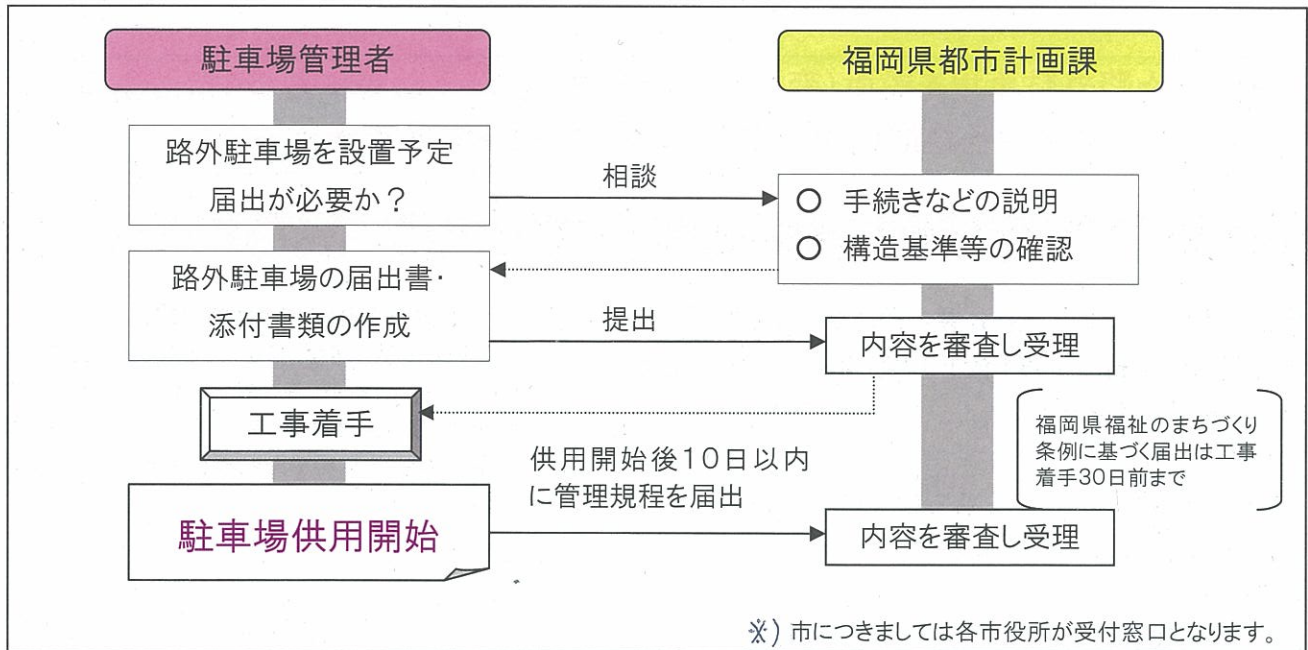
設置する駐車場が、一般公共の用に供するもの<sup>※1</sup>であれば、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則に定められた**整備基準**に適合させる必要があります。

さらに、自動車(自動二輪車も含む)の駐車マスの合計面積が500㎡以上、かつ、駐車料金を徴収する<sup>※2</sup>場合は福岡県福祉のまちづくり条例に基づき工事着手30日前までに**届出**を行う必要があります。

\*)構造基準や届出様式など詳細についてはホームページに掲載しています。(裏面にアドレス記載)

\*)駐車場構造や利用形態により届出要件を満たす場合もありますので路外駐車場の設置の際は事前にご相談下さい。

## ◆届出手続きの流れ



## ◆届出の書類

(届出書等)

- ・ 路外駐車場設置(変更)届出書<駐>
- ・ 特定路外駐車場設置(変更)届出書<バ>
- ・ 特定まちづくり施設新築等(変更)届出書<福>
- ・ 路外駐車場管理規程(変更)届出書<駐>

★届出の種類によって様式や添付書類が異なります

- <駐>…<駐車場法>
- <バ>…<バリアフリー新法>
- <福>…<福岡県福祉のまちづくり条例>
- <共>…<共通>

※ 路外駐車場の工事が完了したら、特定まちづくり施設工事完了届出書の提出が必要となります。(必要に応じて図面や写真を添付)<福>

※ 路外駐車場を休止・廃止しようとする時、また休止していたものを再開する時は、路外駐車場休止(廃止・再開)届出書の提出が必要となります。<駐>

(添付書類)

- ・ 位置図(縮尺1万分の1以上)<共>
- ・ 平面図(縮尺200分の1以上、建築物にあつては各階必要)<共>
- ・ 立面図及び断面図(縮尺200分の1以上、建築物の場合のみ必要)<駐>
- ・ 特定まちづくり施設整備項目表(チェックリスト)<福>



福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3712 FAX:092-643-3716

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/rogaityusayjo.html>